

秋田市告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域および供用開始の区間 別紙のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日 令和4年9月16日
- 3 縦覧期間 令和4年9月16日から同年10月7日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

1 道路の区域および供用開始の区間

| 道路の 種 別 | 旧 新 | 路線名 | 起 終 点 点 | 総延長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|------------|--------|------------|--------------------|---------------|---------------|
| 市道 | 旧 | 中央七丁目北四丁目線 | 秋田市土崎港中央七丁目214番1地先 | 518.70 | 2.90 |
| | | | 秋田市土崎港北四丁目24番15地先 | | 6.50 |
| 市道 | 新 | 中央七丁目北四丁目線 | 秋田市土崎港中央七丁目214番1地先 | 518.70 | 2.90 |
| | | | 秋田市土崎港北四丁目24番15地先 | | 21.10 |
| 市道 | 旧 | 土崎駅東線 | 秋田市土崎港北四丁目24番1地先 | 1,070.00 | 4.90 |
| | | | 秋田市土崎港東三丁目136番2地先 | | 10.50 |
| 市道 | 新 | 土崎駅東線 | 秋田市土崎港北四丁目24番1地先 | 1,068.30 | 4.90 |
| | | | 秋田市土崎港東三丁目136番2地先 | | 10.50 |

起点から終点：全線による告示